

議案第 85 号

市立加西病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市立加西病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 月 2 日提出

加西市長 西 村 和 平

市立加西病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例

市立加西病院の使用料及び手数料に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

その他検査料	1 件につき 30,000 円を超えない範囲で、管理者が別に定める。	
--------	------------------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

新型コロナウイルス感染症対応にかかる新たな検査の取組として、症状の有無や濃厚接触者に限らず、職業上の理由で検査が必要な方を対象とする「社会的検査」に対応するため、自費によるPCR検査（1件30,000円以内）を実施できるよう、所要の改正を行うもの。